

浄化槽 の「廃止」・「休止」・「再開」は **届出**、
「管理者変更」は **報告** が必要です。

- 家の立て替えや取り壊し、下水道への接続により浄化槽を廃止
 - ✓ 浄化槽の最終清掃を実施して「**浄化槽使用廃止届出書**」を提出
 - 引っ越しなどで家を長期間使用しないため（1年以上が目安）浄化槽の使用を休止
 - ✓ 浄化槽内の汚泥を引き抜き消毒剤撤去、清掃し水道水で張り水（その後プロアの電源 off）
 - ✓ 「**浄化槽休止届出書**」「**清掃記録票**」を市町村または振興局に提出（法律に基づく検査、保守点検、清掃の実施が免除）
 - ✓ 使用を再開した場合は必ず「**浄化槽使用再開届出書**」を提出
 - 浄化槽が設置されている家の「売却・譲渡」などの名義変更、「中古住宅購入」
 - ✓ 浄化槽の管理者が変わるため、新しい管理者が「**浄化槽管理者変更報告書**」を提出
 - ✓ 浄化槽を適切に維持管理するためには、保守点検、清掃業者との契約が必要
- ※ 書類の提出先は、お住まいの地域によって、**市町村または振興局**となります。
- ※ ご不明な点がございましたら、最寄りの「市町村」、「振興局」、
「(公社) 北海道浄化槽協会各検査事務所」にお問い合わせ願います。